

# 「ジャー坊 (jabow) 【公式】」 Instagram 利用規約

平成30年4月19日 制定  
令和2年8月 5日 改訂  
令和3年4月 1日 改訂  
令和5年4月 1日 改訂

この規約は、大牟田市ソーシャルメディア活用ガイドラインに基づき、「ジャー坊 (jabow) 【公式】」 Instagram の利用に関し必要な事項について定めたものです。内容をご確認いただき、この規約に同意の上ご利用ください。

## 第1 目的

「ジャー坊 (jabow) 【公式】」 Instagram は、大牟田市公式キャラクター「ジャー坊」を介して、シティプロモーションに資する情報を Instagram を活用して発信することにより、広く「ジャー坊」の周知を図るとともに、「ジャー坊」の活動を通して、「地域の魅力を積極的に発信するまち」の実現を図ることを目的としています。

## 第2 発信内容

この公式アカウントを用いて発信する情報は、大牟田市公式キャラクター「ジャー坊」や、大牟田市の知名度・イメージの向上に資する情報です。

## 第3 運用方法等

- (1) この公式アカウントの取得及び管理は、大牟田市企画総務部広報課（以下「当課」という。）及び市が委託する業者（以下、「受託業者」という。）にて行います。
- (2) この公式アカウントにおける情報の更新は、原則として大牟田市役所開庁日の8時30分から17時15分の間に行います。
- (3) この公式アカウントの利用期間は、この規約の制定の日から1年間とします。ただし、必要と認めるときは継続できるものとします。

## 第4 寄せられた意見等への対応について

この公式アカウントに寄せられた意見等に対しては、原則として返信を行いません。

## 第5 商品の購入等について

- (1) 利用者は、Instagram のショッピング機能等を利用して、ジャー坊関連グッズ等の商品を購入することができます。
- (2) 売買契約は利用者と製品ページの管理者との間で行うものとし、利用者と製品ページの管理者との間で発生したトラブルについて、当課は一切の責任を負いません。
- (3) 利用者は、製品ページの管理者が示す個人情報の取扱いについての説明文等を確認後、商品を購入してください。

## 第6 禁止事項

「ジャー坊 (jabow) 【公式】」 Instagram の利用者は、次に掲げる行為を禁止します。利用者の行為がこのために該当すると判断した場合は、利用者に断りなく、投稿

の全部又は一部を削除することがあります。

- (1) 法令や公序良俗に反する行為
- (2) 本市又は第三者の名誉、信用を傷つけたり、誹謗中傷する行為
- (3) 本市又は第三者の知的財産権や肖像権等を侵害する行為
- (4) 本人の承諾なく個人情報をも特定、開示及び漏洩する行為
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とした行為
- (6) 他のユーザー又は第三者等に成りすます行為
- (7) 本ページの目的に関係のない行為
- (8) その他、本市が不適切と判断した行為

## 第7 免責事項

- (1) 当課及び受託業者は、本ページの掲載情報の正確性、安全性、有用性等を完全に保障するものではありません。
- (2) 当課及び受託業者は、利用者により投稿されたコメントやコンテンツについて、一切の責任を負いません。
- (3) 当課及び受託業者は、利用者間、もしくは利用者と第三者の間のトラブルによって利用者又は第三者が被った損害について、一切の責任を負いません。
- (4) 当課及び受託業者は、利用者が本ページにアクセスしたために被った被害について、一切の責任を負いません。
- (5) 当課及び受託業者は、Instagram社のシステム運用状況に関するご質問等について対応できません。また、Instagramサイト、Instagram社並びに第三者から提供されているソフトウェアやアプリの機能、利用方法及び技術的なご質問等についても、対応できません。

## 第8 知的財産権の帰属

- (1) 掲載している情報（文章、動画など）に関する知的財産権（著作権、商標権等）は、原則として本市又は本市以外の原作者等に帰属します。
- (2) 掲載している情報については、著作権法上認められる「私的使用のための複製」や「引用」などの場合を除き、無断で複製・転用することができません。

## 第9 個人情報保護

当課及び受託業者が利用者から個人情報を取得する場合には、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に管理いたします。

## 第10 その他

この規約は、利用者への予告なしに、変更を行うことがあります。変更後の利用規約は、別途定める場合を除いて、webサイトに表示した時点より効力を生じるものとします。

## 第11 問合せ先

大牟田市企画総務部広報課

電話. 0944-41-2505      ファックス. 0944-41-2552

電子メール. e-kouhou01@city.omuta.fukuoka.jp